

いちご一会とちぎ国体 参加者留意事項

1 大会参加にあたっての健康観察及びリスク管理

- (1) 大会の成功を担う一員であることを自覚し、全ての参加者を新型コロナウイルス感染症から守るため、大会参加日(※1)の14日前の時点から大会終了日(※2)までの間、自己の体調管理及び会場内外で新型コロナウイルスへの感染リスクを抑える行動を取ること。
- (2) 健康管理アプリ等で起床時体温、健康状態及び行動歴を毎日記録すること。
- (3) 罹患時の重症化リスク等を低減するため、大会参加日の14日前までに推奨される回数のワクチン接種を行うとともに、スマートフォン利用者は、原則として、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」を活用すること。

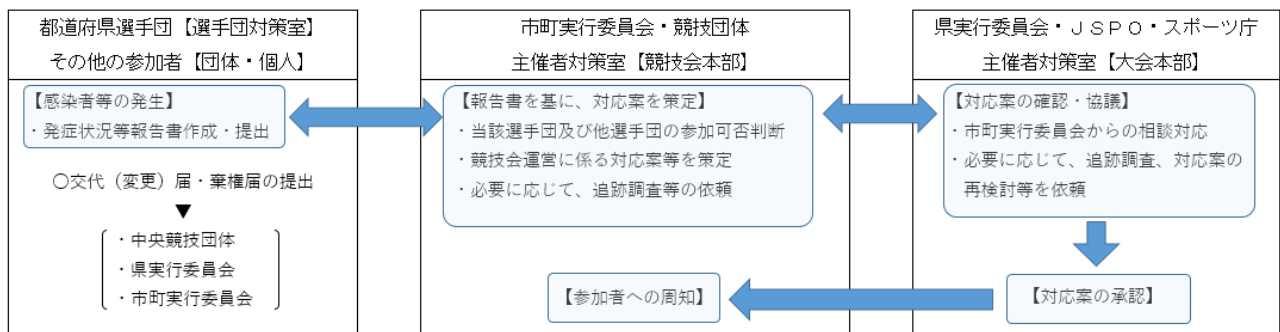
- (※1) 大会参加日とは、「大会参加初日(公式練習や開催準備、総合開・閉会式への参加等により、各競技会場や総合開・閉会式会場等を訪れる初日)」、又は「宿泊・輸送センターがあっせんした宿泊施設に入る日」のいずれか早い日とする。
- (※2) 大会終了日とは、競技会、開・閉会式への参加や関連業務への従事等が終了する日とする。

2 大会参加日以前の対応

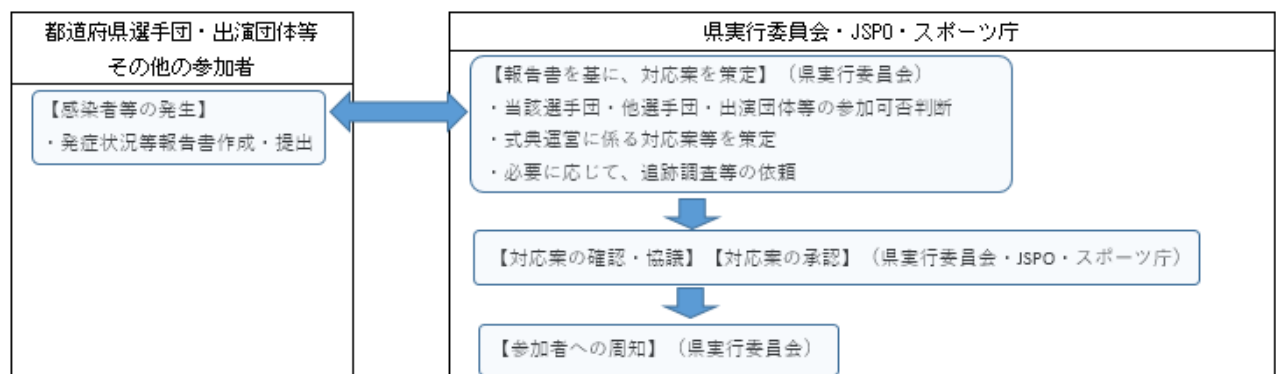
- (1) 都道府県選手団は、大会参加日の10日前以降に新型コロナウイルス感染症に関連した報告を要する事案が確認された場合は、速やかに事実確認等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書(以下、「報告書」という。)を作成・提出すること。
- (2) 大会に参加する個人あるいは選手団派遣母体等において、来県後に新型コロナウイルス感染症に関連した事案が発生した場合に必要な、交通手段、宿泊施設等の確保に係る対応を計画すること。

<新型コロナウイルス感染症関連事案発生時の連絡系統>

●競技会●



●総合開・閉会式●



3 大会参加日以降から会期中の対応

(1) 体調不良(37.5℃以上の発熱又は感染が疑われる症状)がある場合は、参加を取り止め、来場をしないこと

(2) 受付では、必ず健康管理アプリ等の画面を提示、又は提出すること。

なお、大会参加日当日の起床時体温も健康管理アプリ等へ記録すること。

(3) 受付等において体調不良者となった場合は、速やかに医療機関を受診、又は受診・ワクチン相談センター(電話：0570-052-092)へ相談を行うこと。

なお、受診等により感染が確認された場合は、競技会参加者は速やかに当該競技会の市町実行委員会(総合開・閉会式参加者は県実行委員会)に連絡するとともに、報告書を作成・提出すること。

また、報告を受けた当該市町実行委員会は、報告書を基に当該事案に対する対応案を競技団体と協議・策定し、県実行委員会に連絡するとともに報告書を回付すること。

4 大会終了日以降の対応

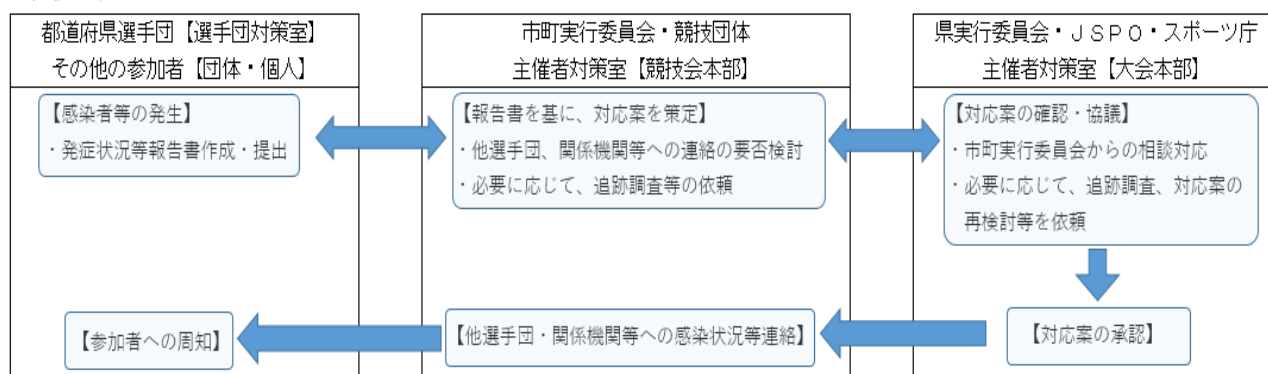
参加者は、大会終了日の翌日から14日間、健康管理アプリ等で起床時体温、健康状態及び行動歴を毎日記録すること。

なお、大会終了日以降7日目までに新型コロナウイルスへの感染が確認された場合は、医療機関や保健所等の指示に従うとともに、競技会参加者は速やかに当該競技会の市町実行委員会(総合開・閉会式参加者は県実行委員会)に連絡の上、報告書を作成・提出すること。

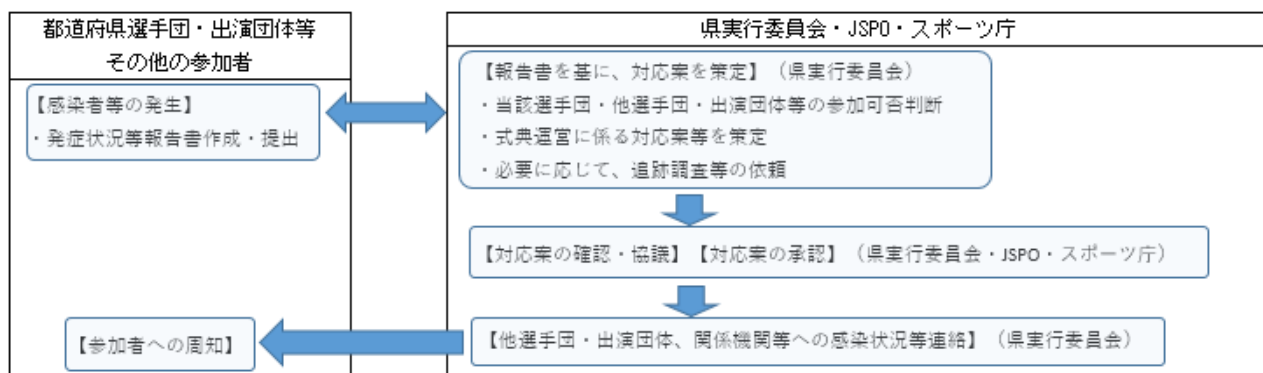
また、報告を受けた当該市町実行委員会は、速やかに関係競技団体及び県実行委員会に報告書を回付すること。

<新型コロナウイルス感染症関連事案発生時の連絡系統>

●競技会●



●総合開・閉会式●



5 参加者本人の参加可否判断基準

- (1) 感染者となった者は、大会参加日の前日又は当日までに次の要件を満たす場合は参加することができる。

<症状がある場合>

- ・ 大会参加日の前日までに発症日(症状が出現した日)から 10 日間以上が経過し、かつ症状軽快(解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合)後、72 時間以上が経過している場合は参加することができる。
- ・ 大会参加日の前日までに発症日(症状が出現した日)から 10 日間以上が経過しない場合、症状が軽快した日から 24 時間以上の間隔を空けて 2 回(各検査の間隔も 24 時間以上空ける)新型コロナウイルスの核酸検出検査 (PCR 法等)を行い、いずれの結果も陰性であれば、2 回目の検査結果が確認できた時点から参加することができる。

<症状がない場合>

- ・ 大会参加日の前日までに、検体採取日(陽性確定に係る検体採取日)から薬剤を服用しない状態で感染疑い症状がなく、7 日間以上が経過している場合は参加することができる。

- (2) 濃厚接触者と特定された者は、大会参加日の前日又は当日までに次の要件を満たす場合は参加することができる。

- ・ 大会参加日の前日までに、起因となる感染者の「発症日(感染者が無症状である場合は検体採取日)」、又は「感染対策を講じた日」のいずれか遅い方を 0 日目として 5 日目が終了するまで、感染疑い症状を発症していない場合は参加することができる。
- ・ 大会参加日の前日までに、起因となる感染者の「発症日(感染者が無症状である場合は検体採取日)」、又は「感染対策を講じた日」のいずれか遅い方を 0 日目として 5 日間を終了しない場合、感染疑い症状がなく、2 日目及び 3 日目に抗原定性検査(各検査の間隔も 24 時間以上空ける)を実施し、いずれの結果も陰性であれば、2 回目の検査結果が確認できた時点から参加することができる。

なお、使用する抗原定性検査キットは、必ず薬事承認された物であることとし、検査を要する個人又は派遣母体等で手配すること。

- (3) 体調不良者となった者は、大会参加日の前日までに、次のいずれかの要件を満たす場合は参加することができる。

- ・ 大会参加日の前日までに、感染疑い症状を発症した日を 0 日目として 8 日間が経過し、かつ薬剤を服用していない状態で感染疑い症状の消失後 72 時間以上が経過している場合は参加することができる。
- ・ 大会参加日の前日までに、感染疑い症状を発症した日を 0 日目として 8 日間が経過しない場合、薬剤を服用していない状態で感染疑い症状が消失し、かつ新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと(※3)(※4)(※5)を示す医師の診断書がある場合は参加することができる。

(※3)：「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」を示すため、PCR 検査等が推奨される。

(※4)：「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」には、新型コロナウイルス感染症以外の傷病も考えられる。

(※5)：医療機関を受診し、新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき、当該症状に対し服薬指導を受け、処方された薬剤についてはこの限りではない。

6 参加都道府県選手団内で感染者等が発生した場合の参加可否判断

本基準は、各競技に参加する、選手・監督、エントリー変更により参加する可能性のある選手、選手団に帯同するコーチ・トレーナー・ドクター等、及び選手団本部役員に適用する。

なお、本基準は、大会参加日前日までの参加可否判断に用いるものとし、大会参加日以降は、競技会の開催可否を含め迅速な対応が求められることから、理由の如何に関わらず下表で示す範囲に係る者の参加を一律不可とする。

- (1) 都道府県選手団内において感染者等が発生した場合、当該感染者の周囲の者の適用範囲については、原則として、以下の対応とする。

ただし、当該感染者等と周囲の者の間で、全く接触がない(※6)、完全に別行動(※7)であったなど、行動歴等によっては、その限りではない。

【周囲の者の適用範囲】

対象競技・参加区分	周囲の者の範囲
【個人競技】 陸上、水泳(競泳)、水泳(飛込)、水泳(OWS)、ボート、ボクシング、体操(トランポリン)、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、自転車、馬術、ライフル射撃、カヌー、空手道、ボウリング、トライアスロン	当該種目かつ種別に係る者
【団体競技】 水泳(水球)、水泳(A S)、サッカー、テニス、ホッケー、バレーボール(6人制)、バレーボール(ビーチ)、体操(体操競技)、体操(新体操)、バスケットボール、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、銃剣道、アーチェリー、なぎなた、ゴルフ、高等学校野球	当該種別に係る者
選手団本部役員	選手団本部役員に係る者

- (2) 周囲の者の参加可否判断基準

ア 参加都道府県選手団(チーム)内で感染者が発生した場合の周囲の者の扱い

- ① 当該感染者を起因とする濃厚接触者と特定された者は、大会参加日の前日までに上記5(2)に示すいずれかの要件を満たせば参加することができる。
- ② 当該感染者を起因とする濃厚接触者に特定されない者は、特に制限を受けることなく参加することができる。

イ 参加都道府県選手団(チーム)内で体調不良者が発生した場合の周囲の者扱い

- ① 当該体調不良者が、上記5(3)に示すいずれかの要件を満たせば、その者及び周囲の者に該当する者はいずれも参加することができる。

※6 【全く接触がない】の例

- ① 感染者等となった者と周囲の者に該当する者が、連れ立っての移動や会食、遊行等がなく、一切の行動を共にしていない場合。
- ② チーム練習等において、感染防止対策を講じることが困難な状態での接触や活動が一切無い場合。
- ③ チームに帯同する登録外の選手等が別宿で、衣食住を共にしていない場合。

(※7) 【完全に別行動】の例

- ① 栃木県代表として出場する県外在住のふるさと選手が感染者となったが、県内在住の同競技・同種目・同種別の選手とは、選手団の集合日まで全くの接触がない場合。

7 都道府県選手団以外で感染者等が発生した場合の参加可否判断

競技会の運営主体である、競技団体、会場地市町実施本部等の競技会運営関係者において感染者等が発生した場合、周囲の者の適用範囲及び参加可否については該当者の参加形態、又は従事状況等を確認の上、総合的に判断する。

8 その他

感染状況によっては、更に追加の対策を講じることがある。